

第 9 4 号 議 案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

第 1 条 足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 7 0 の項中「第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 4 項」に改める。

第 2 条 足立区事務手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 6 9 の項から 7 8 の項までの項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同表中 9 5 の項を 9 7 の項とし、8 5 の項から 9 4 の項までを 2 項ずつ繰り下げ、同表 8 4 の項事務の欄中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設又は」を削り、同項手数料の名称の欄中「薬局開設許可証、」を削り、同項を同表 8 6 の項とし、同表 8 3 の項事務の欄中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、「薬局開設又は」を削り、同項手数料の名称の欄中「薬局開設許可証、」を削り、同項を同表 8 5 の項とし、同表 8 2 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表 8 4 の項とし、同表 8 1 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表 8 3 の項とし、同表 8 0 の項中「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表 8 2 の項とし、同表 7 9 の項中「薬事法施行令（昭和 3 6 年

政令第 11 号)」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改め、同項を同表 81 の項とし、同表 78 の項の次に次の 2 項を加える。

79 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号）第1条の5の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付	薬局開設許可証の書換え交付手数料	1 件につき	2,500 円	書換え申請のとき
80 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第1条の6の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付	薬局開設許可証の再交付手数料	1 件につき	3,500 円	再交付申請のとき

付 則

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 26 年 1 月 25 日から施行する。

（提案理由）

薬事法等の一部改正に伴い規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。